

NISAって？②～



今回はNISAの制度によるメリットデメリットについてみていきます。

1 メリット

売却益・配当金にかかる税金が非課税になる！！の1点につきます。どのくらいメリットがあるのか、具体例をみていきましょう。

《設例1》取得価格 100万円 利用期間終了時価格 120万円 売却時価格 150万円

利用期間終了時に売却をすれば、譲渡所得は120万円－100万円＝20万円（水色部分）となります。NISA口座を利用していた場合には、この値上り益については課税されません。

仮に、一般口座を利用していた場合は20万円×20.315%＝40,630円の税金がかかります。その後、更なる値上がりを期待して利用期間終了後も保有し続け、150万円で売却した場合の譲渡所得は150万円－120万円＝30万円（黄色部分）と計算し、非課税期間内の値上がり益については課税されません。譲渡益に対する税金は、30万円×20.315%＝60,945円と計算します。これが、当初から一般口座を利用していた場合には譲渡所得は150万円－100万円＝50万円（赤色部分）、税金は50万円×20.315%＝101,575円となり、いずれにしても40,630円得することになります。



2 デメリット

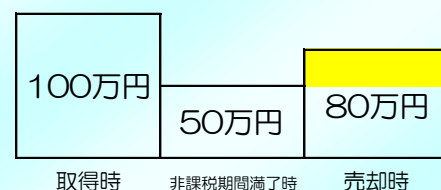
一方、NISAには、メリットもあればデメリットもあります。

- (1) 年間使用枠は100万円までとなり、購入しなかった枠を翌年に繰り越すことはできません。
- (2) 売却しても1度利用した非課税枠は再度利用することはできません。
- (3) NISA口座での損失は税務上ないものとされるため、一般口座における譲渡益との損益通算や、繰越控除はできません。
- (4) NISA口座利用期間終了時点での価格が新たな取得価格とされるため、取得後利用期間終了時に価格が落ち込み利用期間終了後に回復して売却した場合などで、ケースによっては課税されてしまうことがあります。

《設例2》取得価格 100万円 利用期間終了時価格 50万円 売却時価格 80万円

利用期間終了時に売却した場合は、50万円－100万円＝△50万円となります。一般口座を利用していれば、この損失は他の口座で発生した譲渡益等と損益通算できますが、NISA口座を利用していた場合にはこの損失はなかったものとして切捨てられてしまいます。

その後値上がりを期待して保有し続けて値上がりした時に売却した場合、譲渡所得は80万円－50万円（黄色部分）＝30万円
税金は30万円×20.315%＝60,945円となります。



このように、初めの投資額と比較して価格が下がり損失が発生しているにもかかわらず、課税されてしまうことも想定されます。金融機関の甘い誘い文句に飛びつかず、上手に活用したいものですね。

カツオ『NISA.comを取得しようとしたら、既に関係のないアメリカの会社にとられてたよ』